

1 [設問1]

2 1. 事例2の留の置き

3 (1) 上記留の置きは、適法か。実質的逮捕に当たるとはいかが
4 問題とする。

5 (2) ここで、「強制の処分」(刑事訴訟法(以下略)197条1項ただし書)に
6 当たるかどうかは、強制処分相当性の厳格さに鑑みて、相手方
7 の明示又は黙示の意思に反して、相手方の重要は権利・利益を
8 制約する処分といえるかを判断する。

9 了。本件では、Pは甲を甲車運転席の中に留めて置いている
10 が、甲は甲車から出て行こうとした際には、Pに呼び止められ
11 自ら「任せて。」と言って、甲車に戻っていた。そのため、本件留
12 めの置きは甲の黙示の意思に反してはいなかったといえる。

13 了。そして、甲は甲車から身動きを止めず、初身動きの自由が制約
14 されていたよりも思える。もっとも、本件留の置きにより、甲の上記
15 自由が制約されていたのは30分間程度であり、この態様も過度に
16 はなかった。

17 (3) 次に、本件留の置きが「強制の処分」ではなく、任意処分
18 あったとしても、相手方の重要は権利・利益を制約することはある以
19 上、警察比例の原則は及び、その限界は存在する。

20 本件で、犯罪関与の蓋然性のもと、当該処分の必要性
21 緊急性を鑑みて、具体的状況下において相当と認められるもの
22 については、限界は超えず適法と解する。

23 了。本件では、甲は自の焦点が合わず異常な量の汗を流している

第

問

覚せい剤使用者特有の様子が見られた。したがって、甲には犯罪関与の蓋然性が認められる。

4. また、上記のようは嫌疑が甲には認められる以上、甲についての取調べを行うための留め置く必要性があったといえる。

よって、覚せい剤使用の反応は時間の経過とともに薄らいでいき、この機会を逃せば、甲が覚せい剤を使用したことについて取り留まることは困難に行なうといえる。したがって、緊急性も認められる。

5. さらに上記のとおり、甲は甲車内に留め置かれていたため、甲の移動の自由は制約されていたように思われる。もっとも、同時間は30分程度であり、上記必要性・緊急性と衡量しにも相当は範囲内といえることができる。

(4) 以上より、本件留め置きは、任意処分の限界を超えず、適法である。

2. 事例3の留め置き

(1) 上記留め置きは適法か。事例2のときと同じ基準で判断する。

(2) 本件においては、甲が甲車から出ようとした際には、Pは両手を広げて甲の進路を塞ぎ、甲と接触する形で甲車に追いついていた。そのため、Pは有形力を行使していたようにも思われる。しかし、この点については、Pは自身の復讐を前に突き出す態様をとり得た(甲としては、これを振り切って逃走することも容易な状況であったといえる。そのにもかかわらず、甲は

「帰れぬのが。」と言って、自ら甲身に戻っている。このように、本件における留の置きにおいても、甲の黙示的な意思に反するものではなからぬといえる。

(3) それでは、「強制的に去らなければならない」とも、任意入分の限界を越えることにはならないか。

前件と同様の基準で判断する。

(4) 本件では、事例2のときと同様に、甲については取調べの必要性があった。また、現段階においては、合状発付の要請中であることから、殊更、留の置きの必要性は高からぬといえる。

これ、前件と同様に、今の機会を逃せば、今後甲を取り留まることは困難となるため、緊急性も認められる。

これでは、相当な留の置きであったかが問題となる。

本件においては、事例2の留の置きと比べ、5時間もの間、留の置きを行っていたこととなる。これ、この5時間という時間は、甲の身体を合状なしには拘束することは認められないほどの長期かつ継続的な時間であったと言わねばならない。したがって、上記必要性・緊急性を衡量しても、本件留の置きは、相当性を欠くものといえる。

(5) したがって、事例3の留の置きは違法である。

[設問2]

1. 措置①

(1) Sの採った措置①は甲の接見交納権(39条1項)を侵害するものではないか。

第 問

(2) こと、接見交通権は、弁護人選任権(憲法39条)を実質化する上で、被疑者又は被告人に認められる重要な権利である。
また、本件では、逮捕がなされた甲は、「身体の拘束を受けいる状態」にあった。

(3) ~~また~~ ^{もっとも}、同交通権の指定制については、~~上記交通権~~「捜査のため必要があるとき」(同条3項) ^は認められる。そして、この「捜査の必要」とは、上記のよう^は接見交通権の重要性に鑑みて、捜査の中断により顕著な支障が生ずる場合においてのみ、認められると解される。

本件では、^甲甲は、Tが接見の申出を受けたときは、弁解録取の手続の最中であった。そうすると、取調べの最中であり、中断がなされると顕著な支障が生じたといえる。

したがって、本件では、「捜査の必要がある」と認められる。

(4) ^甲もっとも、Tが^甲甲に対して行う接見は、初回接見であつたことによつては、「被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限するようはたつてはならない」(同条3項に於て)。

そして、初回接見においては、特に被疑者の防御権を保護するべく、現時点で接見が行えない場合は、近接し^時時点^点で接見を行うことも可能かどうかを検討し、それが可能な場合は、その時点において接見を認めなければならぬものと解される。

本件においては、現時点が午前10時30分であり、かつ甲は30分後の午前^前11時は、それと近接し^時時点^点であったといえる。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

これ、Sはこの時点において、接見を許可していた以上、甲の「防御の準備をする権利を不当に制限」していたとはいえない。
(5) したがって、措置①は適法である。

2. 措置②

(1) 措置②についても甲の接見交通権を侵害するものとはいえないか。

了、本件においては、Sが弁解録取の手続の後、甲が自白をしようか迷っている様子が見えられた。これ、甲が自白においては、甲が犯罪に関与することが顕在化するにため、Sとしてもこれを引き出す必要があったといえる。そのため、当該甲の様子が認められれば、Sは真直い供述を取調べを再度行う必要性があった。

1. したがって、Sは真直い供述を取調べをする以上、「捜査のための必要」があった。

(2) これでは、^S手による措置②は、甲^の「防御の準備をする権利を不当に制限するもの」とはいえないか。

本件では、午前10時25分^と比べて、午後0時30分は、約2時間後である。時間的には、先程と比べても近接した時点では言えないようにも思える。

もっとも、これが認めらるであろう甲の自白は、甲の関与を明らかにするに必要なものであった。また、丁と先に接見を行えば、上記のように自白を容れていた甲の様子が一変する可能性もあった。以上のことを鑑みれば、2時間後という時点においても、未だ

なす。伝聞証拠とはなすなすのため。証拠能力は認められる。

[設問4]

1. 〇は、刑訴法 295条1項に基づき、下欄部④の主張を制限する
ことはできるか。

2. 公判前整理手続において、刑訴法は316条の32第1項により、証
書の提出については、時機的^{かし}な制限を設けている。~~また~~主張
制限に関する規定は存在しない。

第

問

ここで、公判前整理手続は、公判における迅速かつ完美的に
審理を行えるように、事前^{におい}に^て 証拠の収集・提出等^を 計画的^に 審理^を 予定^を 尽くすことにその趣旨がある。そうであるとして、
公判前整理手続を怪しむ者がかかちせず、上記趣旨を没却せ
しめるような訴訟活動は、「その他相当でないとき」(295条1項)
として認められないといふべきである。上記趣旨に反するかどうか
については、③主張可能性、④主張しはかたしへの帰責性、
⑤被告人の防御に係る程度、⑥訴訟への影響を総合的に
考慮に判断する。

3. 本件では、③乙は、公判前整理手続後、下欄部④の内容
を思い出したところ、主張可能性ははかたし。また、④乙が志れ
ていたことは、それは意図的なものでない以上、帰責性は小さい。

⑤下欄部④の内容は、乙が乙方^に いたる^{こと} においてのアリバイ
行為事実により得るものとして、乙の防御にとって重要である。⑥同
質問がなされることにより、^(証拠の) 訴訟が覆されることもいい難い。

4. 以上より、295条1項に基づき、主張を制限することはできない。以上